備考　別表第二備考一の㈠の１の規定は「大会関係車両等専用通行帯（１－Ｂ）」及び「大会関係車両等優先通行帯（２－Ｂ）」を表示する規制標識に係る図示の記号について、同表備考一の㈡の１及び９、同表備考一の㈢の３の⑶、同表備考一の㈤の１及び８の⑶、同表備考三、同表備考四の㈠の１、２、４及び７並びに同表備考四の㈡の規定は図示の様式について、それぞれ準用する。

８　令和二年九月三十日までの間は、規制標示の種類、設置場所等は、別表第五に規定するもののほか、次の表のとおりとする。

種類	番号	表示する意味	設置場所
大会関係車両等専用通行帯	（１）	交通法第二十条第二項の道路標示により、車両通行帯の設けられた道路において、大会関係車両その他公安委員会が指定する自動車が通行しなければならない車両通行帯（以下この項において「大会関係車両等専用通行帯」という。）を指定し、かつ、他の車両（小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）が通行しなければならない車両通行帯として大会関係車両等専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。	大会関係車両等専用通行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点
大会関係車両等優先通行帯	（２）	交通法第二十条の二第一項の道路標示により、路線バス等の優先通行帯（公安委員会が道路交通法施行令第十条の規定により大会関係車両を指定した場合に限る。以下この項において同じ。）であることを表示すること。	路線バス等の優先通行帯の前面及び路線バス等の優先通行帯内の必要な地点

［項を加える。］